第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

住宅宿泊事業の管理運営体制報告書

住宅宿泊管理業務を行う者：（事業者・管理業者）
氏名：
住所：
（法人にあっては、名称、代表者氏名及び事務所の所在地）
電話番号：

○届出住宅

届出住宅所在地	北区　　（居住型・隣接居住不在型・不在型）		
部屋番号	宿泊定員数	宿泊室数	宿泊団体数
	人	室	団体

○標識の記載事項（法第 13 条関係）

緊急連絡先の名称			（事業者・管理業者）
緊急連絡先		標識の掲示場所	（図面に記載）

○宿泊者名簿の備付け等（法第８条関係）

保管場所	届出住宅　・　住宅宿泊事業者の営業所又は事務所	
項目	□宿泊者の氏名・住所・職業・連絡先	□宿泊日（入室日時及び退室日時）
	□日本国内に住所を有しない外国人観光旅客であるときは、その国籍及び旅券番号（旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。）	
取得方法	宿泊者名簿の記載内容（　　） 旅券の写し及び旅券番号（　　）	

○宿泊者名簿の正確な記載の確保（条例第 12 条関係）

本人確認の方法	対面　・　ＩＣＴ活用（機器名：　　）
（ＩＣＴの場合）	□宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
	□当該画像が住宅宿泊事業者等の営業所若しくは事務所、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。
	送信された情報を確認する場所
本人確認の具体的な方法	

○苦情等への対応（法第 10 条関係）

通常の体制	事務所の所在地		常時対応	可　・　否
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
通常と異なる体制（上記が否の場合）	所在地		曜日・時間帯	
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
	宿泊者名簿の記載内容や旅券の写し等の取得方法		本人確認の具体的な方法	

○届出住宅に設ける設備（条例第 11 条関係）

宿泊客の出入りを確認できるビデオカメラ等（録画機能あり）	□ 機器名（　　） □ 設置位置（図面に記載）
廃棄物保管容器（衛生的な保管・十分容量・蓋付き）	□ 設置位置（図面に記載） □ 形状等（写真やカタログなどを添付）
禁煙表示 ／喫煙表示及び煙の流入や火災発生を防止する設備	□ 禁煙表示 ／ □ 喫煙場所の表示（写真を添付） （喫煙の場合）□ 設置位置（図面に記載） □ 設備（写真を添付）

○宿泊者に対する案内や必要な説明事項

宿泊者の安全確保 （法第６条関係）	□	避難経路
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保 （法第７条関係）	□	届出住宅の設備の使用方法に関する案内
	□	最寄りの駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報
	□	火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 災害時の避難場所、消防署（１１９番通報）、警察署（１１０番通報）、医療機関及び住宅宿泊管理業者への連絡方法を説明すること。
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明 （法第９条関係）	□	騒音の防止のために配慮すべき事項 大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	ごみの処理に関し配慮すべき事項 宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、廃棄物処理法及び北区における事業系廃棄物の分別方法に従って、事業者の指定した方法(届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。)により捨てること等を説明すること。
	□	火災の防止のために配慮すべき事項 ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	その他配慮すべき事項 ・性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用に当たって特に注意すべき事項を説明すること。 ・事前周知により、周辺住民等から申出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求めるべき事項を説明すること。

○記録の保管

以下の項目について、届出住宅又は管理業務の拠点となる営業所又は事務所等に３年間保存すること。

事前周知 （条例第８条関係）	□	区条例第８条第１項及び第２項の規定により実施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録すること。
苦情等への対応記録 （条例第 14 条関係）	□	周辺地域の住民からの苦情や問合せへの対応について記録すること。